

## 平成20年度青森県建設業者等新分野事業拡大支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県では、建設業者等の新分野進出を促進するため、新分野進出を果たした建設業者等の新分野事業での事業拡張及び販路開拓等に要する経費について、平成20年度予算の範囲内において、当該建設業者等に対し、青森県建設業者等新分野事業拡大支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、青森県補助金等の交付に関する規則(昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 建設業者等 次に掲げるものをいう。

ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第3項に規定する建設業者で主たる営業所を青森県内に有する者

イ 新分野進出を目的とする法人で、アに該当する者が出資、役職員の派遣等によりその設立又は運営等に関し主体的に関与すると認められるもの

(2) 新分野進出 建設業者等が日本標準産業分類において建設業以外の大分類の業種区分の事業(土木建築サービス業に属する事業及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定に基づく規制の対象とされる事業を除く。)へ進出することをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、下記に該当する事業の拡張又は販路拡大に資する事業とする。

(1) 平成16年度から平成19年度までの間に青森県が実施した「建設産業再生・活性化促進事業」を活用した事業

(2) その他新分野進出に該当すると知事が認める事業

### (補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は別表のとおりとする。

2 補助金の額は、補助対象経費の3分の1に相当する額又は200万円のいずれか低い額以内の額とする。

(申請書等)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付すべき書類は、次の表のとおりとする。

書類	様式	部数
補助事業計画書	第2号様式	正本1部
収支予算書	第3号様式	正本1部
第2条第1号のアの建設業者の建設業許可通知書の写し	-	1部
貸借対照表及び損益計算書	-	1部
その他知事が必要と認める書類	-	1部

3 補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税額及び地方消費税額に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請するものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分の変更（各経費区分間のそれぞれの経費の30パーセント以内の変更を除く。）、補助事業の内容の変更（補助目的の範囲内で行う事業計画の細部の変更を除く。）又は事業主体を変更する場合において、変更承認申請書（第4号様式）により知事の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合において、中止（廃止）承認申請書（第5号様式）により知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、補助事業の遂行が困難となった場合等において、速やかにその旨を遅延等届出書（第6号様式）により知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを平成20年4月1日から5年間保管しておくこと。
- (5) 補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ること。

- ( 6 )補助事業によって取得し、又は効用の増加した財産について財産管理台帳( 第 7 号様式 ) その他関係書類を第 1 2 条に規定する期間整備保管すること。
- ( 7 ) 規則第 1 9 条本文の規定により知事の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合において、知事の定めるところにより、その収入の全部又は一部を県に納付すること。
- ( 8 ) 知事は、補助事業の成果が、県内における建設業者等の新分野進出を促進する効果があると認めるときは、当該成果を発表することができること。

( 申請の取下げの期日 )

第 7 条 規則第 7 条第 1 項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定の通知を受けた日から起算して 1 0 日を経過した日とする。

( 補助金の交付方法 )

第 8 条 補助金は、補助事業の完了後に交付する。

( 補助金の請求 )

第 9 条 補助金の請求は、補助金請求書 ( 第 8 号様式 ) を知事に提出して行うものとする。

( 状況報告 )

第 1 0 条 規則第 1 0 条の規定による報告は、平成 2 0 年 1 1 月 3 0 日現在の状況を記載した補助事業状況報告書 ( 第 9 号様式 ) を平成 2 0 年 1 2 月 1 0 日までに提出して行うものとする。

( 実績報告 )

第 1 1 条 規則第 1 2 条の規定による報告は、実績報告書 ( 第 1 0 号様式 ) により行うものとする。

2 前項の実績報告書に添付すべき書類は、次の表のとおりとする。

書類	様式	部数
補助事業報告書	第 1 1 号様式	正本 1 部
収支決算書	第 3 号様式	正本 1 部
補助対象経費に係る支払証拠書類の写し	-	1 部
その他知事が必要と認める書類	-	1 部

3 第 1 項の実績報告を行うに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告するものとする。

( 処分の制限を受ける財産 )

第 1 2 条 規則第 1 9 条第 4 号及び第 5 号の規定により処分の制限を受ける財産は、

1 件当たりの取得価格又は効用の増加価額が 5 0 万円以上の構築物、工具、器具及び備品並びに機械及び装置とする。

( 処分の制限を受ける期間 )

第 1 3 条 規則第 1 9 条ただし書の規定により財産の処分の制限を受ける期間は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間 ( 昭和 5 3 年通商産業省告示第 3 6 0 号 ) 別表第 1 項に準ずるものとする。

( 消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還 )

第 1 4 条 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除額が確定した場合には、消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書 ( 第 1 2 号様式 ) を提出するものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除額の全部又は一部について、その返還を請求するものとする。

( その他 )

第 1 5 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

経費区分	内 容
施設整備、改修費	事業の実施に直接必要な施設等の整備、改修に要する経費
機械装置、工具器具、備品費	事業の実施に直接必要な機械装置、工具器具又は備品（耐用年数1年未満のものを除く。）の購入、試作、改良、据付け、借用又は修繕に要する経費
原材料、消耗品費	事業の実施に直接必要な原材料、副材料及び消耗品の購入に要する経費
販路拡大費	展示会出展経費、商談会参加経費、宣伝経費
調査・分析費	専門家謝金、打合せ等の旅費及び調査・分析等に要する経費（委託に関する経費も含む。）
試作費	加工品等の試作に要する経費
その他の経費	上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

申請者 住 所  
氏 名（名称及び代表者氏名） 印

平成20年度青森県建設業者等新分野事業拡大支援事業補助金交付申請書

平成20年度において実施する建設業者等新分野事業拡大支援事業について、補助金の交付を受けたいので、青森県補助金等の交付に関する規則第3条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的及び内容
- 2 補助事業に要する経費及び補助金交付申請額
  - (1) 補助事業に要する経費 円
  - (2) 補助金交付申請額 円
- 3 補助事業の内容及び補助事業に要する経費の配分  
補助事業の内容 別紙補助事業計画書（第2号様式）のとおり  
補助事業に要する経費の配分 別紙収支予算書（第3号様式）のとおり
- 4 補助事業完了予定年月日 平成 年 月 日

第2号様式（第5条関係）

補助事業計画書

1 事業内容

申請者	名称： 代表者：	資本金：            千円 (出資金)
	住所： 電話：	従業員：            人
実施計画名	(具体的内容が分かる計画名を記載)	
現在の事業概要		
具体的 事業内容	実施担当者(部門) _____	
補助事業の実施 日程	開始予定    平成    年    月    日 完了予定    平成    年    月    日	
外部への委託	委託機関、企業名： 委託内容：	
委嘱する技術者 又は専門家の氏 名及び職業		

注 上記事項を簡潔かつ具体的に記載すること、必要に応じ既存参考資料を添付引用して差し支えない。

## 2 事業費の積算明細

(単位：円)

経費区分	積算内容	事業費	補助対象経費
施設整備、改修費			
機械装置、工具器具、備品費			
原材料、消耗品費			
販路拡大費			
調査・分析費			
試作費			
その他の経費			
合 計			

- 注1 事業費には、消費税及び地方消費税(消費税等)を含めた額とすること。
- 2 経費区分には、別表の補助対象経費の経費区分と一致する経費のみを記入すること。
- 3 積算内容には、具体的に記載すること(単価×数量等などの算出根拠)。
- 4 積算の根拠となる資料(見積書等)の写しを提出すること。

第3号様式（第5条及び第11条関係）

収支予算（決算）書

（収入）

（単位：円）

区 分	予算額	（決算額）	（比較）		備考
			増	減	
県補助金					
自己負担金					
その他の収入					
計					

（支出）

（単位：円）

区 分	予算額	（決算額）	（比較）		備考
			増	減	
青森県建設業者等新分野事業拡大支援事業					

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住所  
補助事業者 氏名（又は名称及び代表者氏名） 印

平成20年度青森県建設業者等新分野事業拡大支援事業変更承認申請書

平成 年 月 日付け青監第 号をもって補助金の交付の決定の通知を受けた建設業者等新分野事業拡大支援事業について、下記のとおり変更したいので、平成20年度青森県建設業者等新分野事業拡大支援事業補助金交付要綱第6条第1号の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由

注 補助事業計画書及び収支予算書を添付し、事業内容については変更箇所を下線を引くとともに、事業費の積算明細及び収支予算書については、変更前の額を上段に（ ）書きし、変更後の額を下段に記載すること。

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住所  
補助事業者 氏名（又は名称及び代表者氏名） 印

平成20年度青森県建設業者等新分野事業拡大支援事業  
中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け青監第 号をもって補助金の交付の決定の通知を受けた建設業者等新分野事業拡大支援事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、平成20年度青森県建設業者等新分野事業拡大支援事業補助金交付要綱第6条第2号の規定により申請します。

記

- 1 中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住所  
補助事業者 氏名（又は名称及び代表者氏名） 印

平成20年度青森県建設業者等新分野事業拡大支援事業遅延等届出書

平成 年 月 日付け青監第 号をもって補助金の交付の決定の通知を受けた建設業者等新分野事業拡大支援事業について、平成20年度青森県建設業者等新分野事業拡大支援事業補助金交付要綱第6条第3号の規定により下記のとおり届け出ます。

記

- 1 ・ 予定の期間内に完了しない  
・ 補助事業の遂行が困難  
・ その他（ ）
- 2 状況報告
- 3 今後の対応について

第7号様式（第6条関係）

財産管理台帳（平成20年度）

区分 財産名	規格	数量	単価 円	金額 円	取得 年月日	保管場所	備考

注1 対象となる財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価額が50万円以上の構築物、工具、器具及び備品並びに機械及び装置とする。

2 数量は、同一規格であれば一括して記載して差し支えない。ただし、単価が異なる場合は区分して記載すること。

第 8 号様式 ( 第 9 条関係 )

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住所  
補助事業者 氏 名 ( 又は名称及び代表者氏名 ) 印

平成 2 0 年度青森県建設業者等新分野事業拡大支援事業補助金請求書

平成 年 月 日付け青監第 号をもって補助金の交付の決定の通知を受けた平成 2 0 年度青森県建設業者等新分野事業拡大支援事業補助金として、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

2 振込先 金融機関名、支店名  
預金種別及び口座番号  
口座名義



第10号様式(第11条関係)

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住所  
補助事業者  
氏名(又は名称及び代表者氏名) 印

平成20年度青森県建設業者等新分野事業拡大支援事業実績報告書

平成 年 月 日付け青監第 号をもって補助金の交付の決定の通知を受けた建設業者等新分野事業拡大支援事業を完了(廃止)したので、青森県補助金等の交付に関する規則第12条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 金 円

(注) 次の算式を明記すること。

補助金所要額 - 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 = 補助金額

2 補助事業完了年月日 平成 年 月 日

3 添付書類

- (1) 補助事業報告書(第10号様式)
- (2) 収支決算書(第3号様式)
- (3) 補助対象経費に係る支払証拠書類の写し
- (4) その他

第 1 1 号様式 ( 第 1 1 条関係 )

補 助 事 業 報 告 書

1 事業経過

実施計画名	
補助後の事業概要	
事業の実績	実施担当者(部門) _____  
事業の実施日程	開始 平成 年 月 日 完了 平成 年 月 日
外部への委託	委託機関、企業名： 委託内容：
委嘱した技術者 又は専門家の氏 名及び職業	
成果の従業員又 は組合員への指 導・研修	

## 2 事業費の支出明細

(単位：円)

経費区分	積算内容	事業費	補助対象経費
施設整備、改修費			
機械装置、工具器具、備品費			
原材料、消耗品費			
販路拡大費			
調査・分析費			
試作費			
その他の経費			
合 計			

注1 支出額は、消費税及び地方消費税(消費税等)を含めた額とすること。

2 経費区分は、別表の補助対象経費の経費区分と一致する経費のみを記入すること。

3 支払証拠書類(見積書、納品書、請求書、領収書、振込依頼書、契約書(又は請書)、保証書(新品の機器等の場合)等)の写しを提出すること。

4 人件費については、人件費算定説明資料(時間給積算等)及び支出が確認できる根拠資料(給与明細書、給与支払台帳の写等)を提出すること。

平成 年 月 日

青森県知事 三村 申吾 殿

住所  
補助事業者 氏名(又は名称及び代表者氏名) 印

平成20年度消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

平成20年度青森県建設業者等新分野事業拡大支援事業補助金交付要綱第14条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |   |  |   |
|---|--|---|
| 1 | 補助金額(県が確定額通知書により通知した額)                       | 円 |
| 2 | 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除額(A)             | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(B) | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(B-A)                                | 円 |

(備考)

- (1) 別紙として積算の内訳を添付すること。
- (2) 課税事業者の場合であっても、単純に補助金の5%相当額が消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額による減額等の対象額ではないので留意すること。
- (3) 補助事業の遂行に伴い課税売上が発生する場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額とする。